

日本の所得格差の動向と 政策対応のあり方について

2020年7月

独立行政法人経済産業研究所（RIETI）

上席研究員 井上 誠一郎

1. 所得格差の動向に関し、異なる見方があるが、どのように見るべきか？

安倍晋三内閣総理大臣（2017年1月27日衆議院予算委員会）

「所得再分配後のジニ係数は、近年の雇用・所得環境の改善や社会保障、税による所得再分配が機能したおかげで、おおむね横ばいに推移しているのは事実でございます。」

橋本健二早稲田大学教授（2018年）『新・日本の階級社会』講談社

「格差拡大はもう、40年近くも続いているのである。いや、格差を縮小するためのまともな対策がとられてこなかったのだから、40年近くも放置されてきた、といってもいい。」

2. 所得格差の動向を踏まえ、政策対応はどうあるべきか？

本稿の構成

1. 日本の所得格差の動向

- ① 所得格差に関する政府統計調査
- ② 先行研究のサーベイ 等



2. 政策対応のあり方

- ① 社会保障・税制による所得再分配のあり方
- ② 再分配前の所得格差を縮小させるための政策対応

※ 本稿の本文については、以下のリンク先を参照。本稿に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表したものであり、独立行政法人経済産業研究所としての見解を示すものではない。

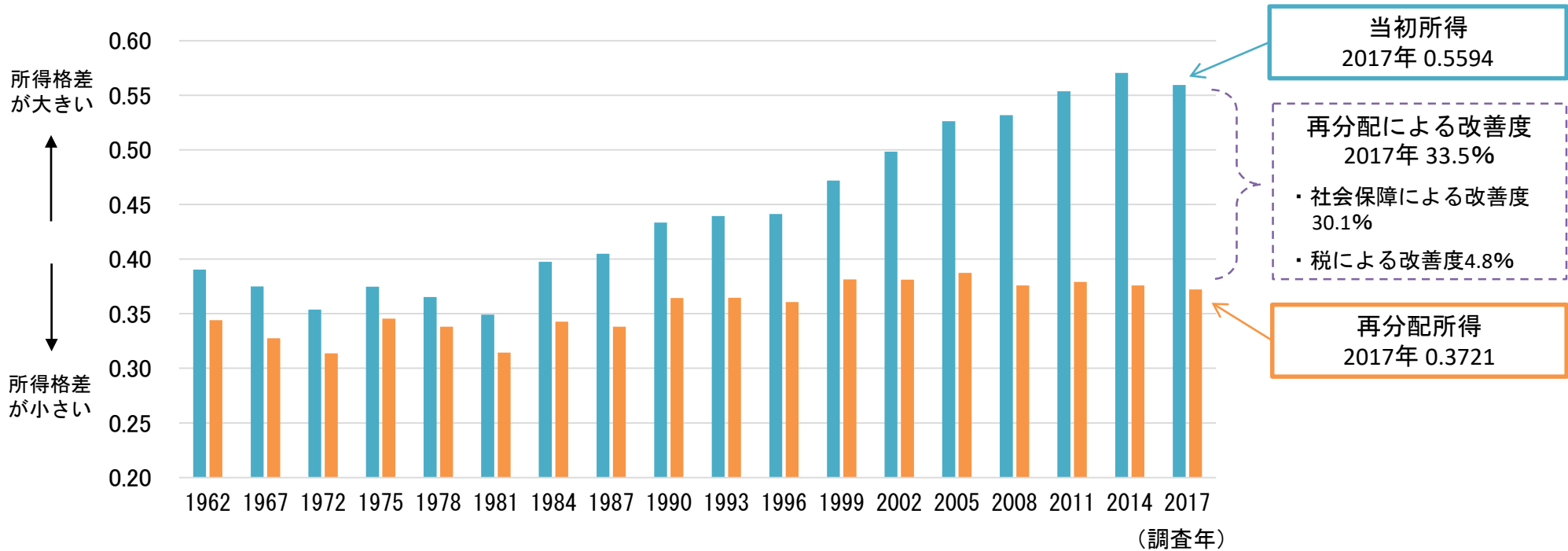
<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/20060012.html>

1. 日本の所得格差の動向

日本の世帯ベースの所得格差の動向

- 当初所得（再分配前）のジニ係数は1980年代以降、上昇傾向。
- 再分配所得（再分配後）のジニ係数は1990年代にやや高まった後、2000年代以降は概ね横ばい。

当初所得と再分配所得のジニ係数の推移



■ 当初所得 : 雇用者所得、事業所得、財産所得、雑収入、私的給付（仕送り、企業年金等）など

■ 再分配所得 : 当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付（現金、現物）を加えたもの

(出所) 厚生労働省「所得再分配調査」より著者作成

※1999年以前の現物給付は医療のみであり、2002年以降については医療、介護、保育である。

<参考> 所得再分配調査（2017年調査）の概要

1. 調査の目的

社会保障制度による給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを明らかにする。

1962年度以降、概ね3年に一度の周期で実施。

2. 調査の対象

2017年の国民生活基礎調査の準備調査により設定された単位区から無作為に抽出した500単位区内の全ての世帯及び世帯員について行った。

3. 調査の時期

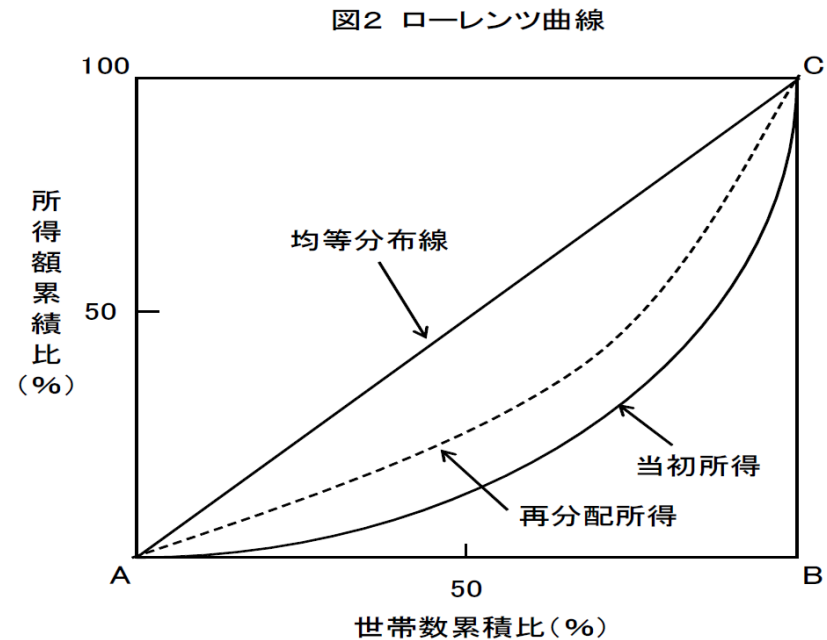
2017年7月13日から同年8月12日までの1か月間。

4. 調査票の回収状況

調査客体数（A）	8,645世帯
回収客体数	6,662世帯
集計客体数（B）	4,415世帯
（B/A）	51.1%

ジニ係数とは

$$\text{ジニ係数} = \frac{\text{ローレンツ曲線と均等分布線で囲まれる弓形の面積}}{\text{均等分布線より下の三角形部分の面積}}$$

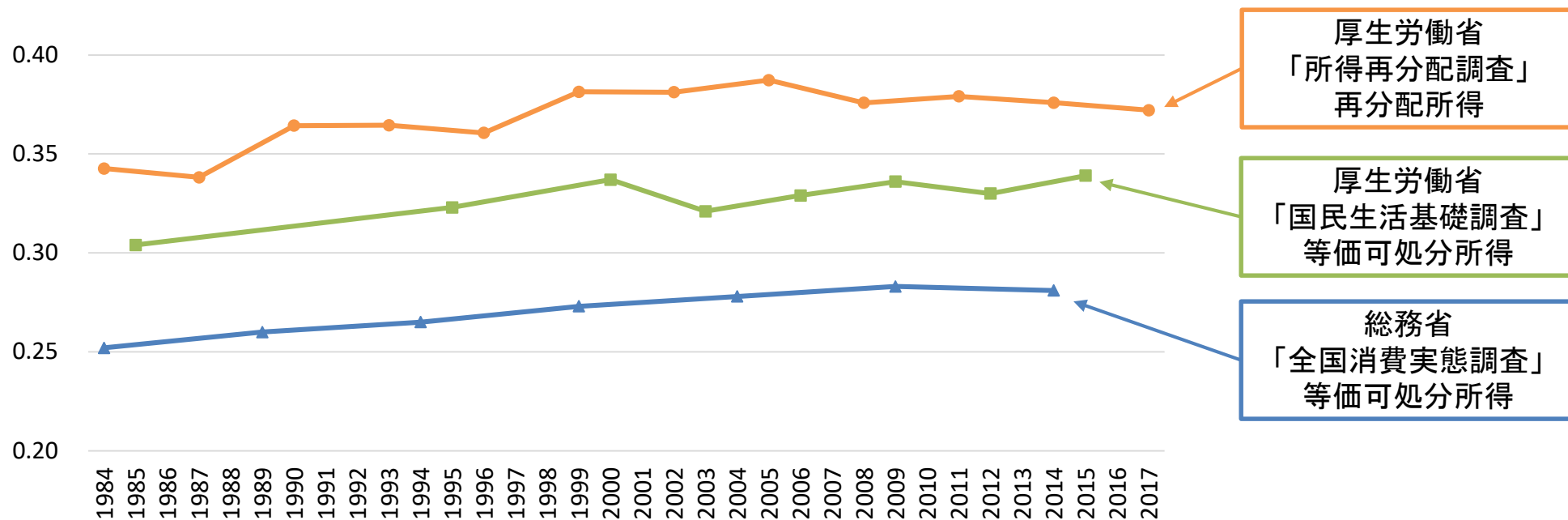


0に近くほど所得格差が小さく、
1に近いほど所得格差が大きい

日本の所得格差のジニ係数

□ 等価可処分所得のジニ係数は、1980年代半ばから上昇し、2000年代以降、概ね横ばいで推移。

再分配所得、等価可処分所得のジニ係数（1984年～2017年）



【再分配所得】世帯の当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付（現金、現物）を加えたもの

【等価可処分所得】世帯の可処分所得（税金、社会保険料を控除し、社会保障給付（現金のみ）を加えたもの）を当該世帯の世帯人員数の平方根で割って調整したもの

※ OECDの国際比較では、各国のジニ計数を等価可処分所得を算出

ジニ係数の国際比較

□ 日本はアメリカ、イギリスより低い。ドイツ、フランスに比べてどうかは必ずしも明確でない。

各国の等価可処分所得のジニ係数（2012年前後）

中国	0.514	オーストラリア	0.326
インド	0.495	カナダ	0.317
ブラジル	0.483	フランス	0.305
メキシコ	0.457	ドイツ	0.289
アメリカ	0.396	オランダ	0.288
韓国	0.352	スイス	0.285
イギリス	0.351	日本 (全国消費実態調査)	0.281
スペイン	0.334	スウェーデン	0.268
日本 (国民生活基礎調査)	0.330	フィンランド	0.260
イタリア	0.330	ノルウェー	0.253

(出所) OECD "Income Distribution Database"、総務省「全国消費実態調査」より著者作成

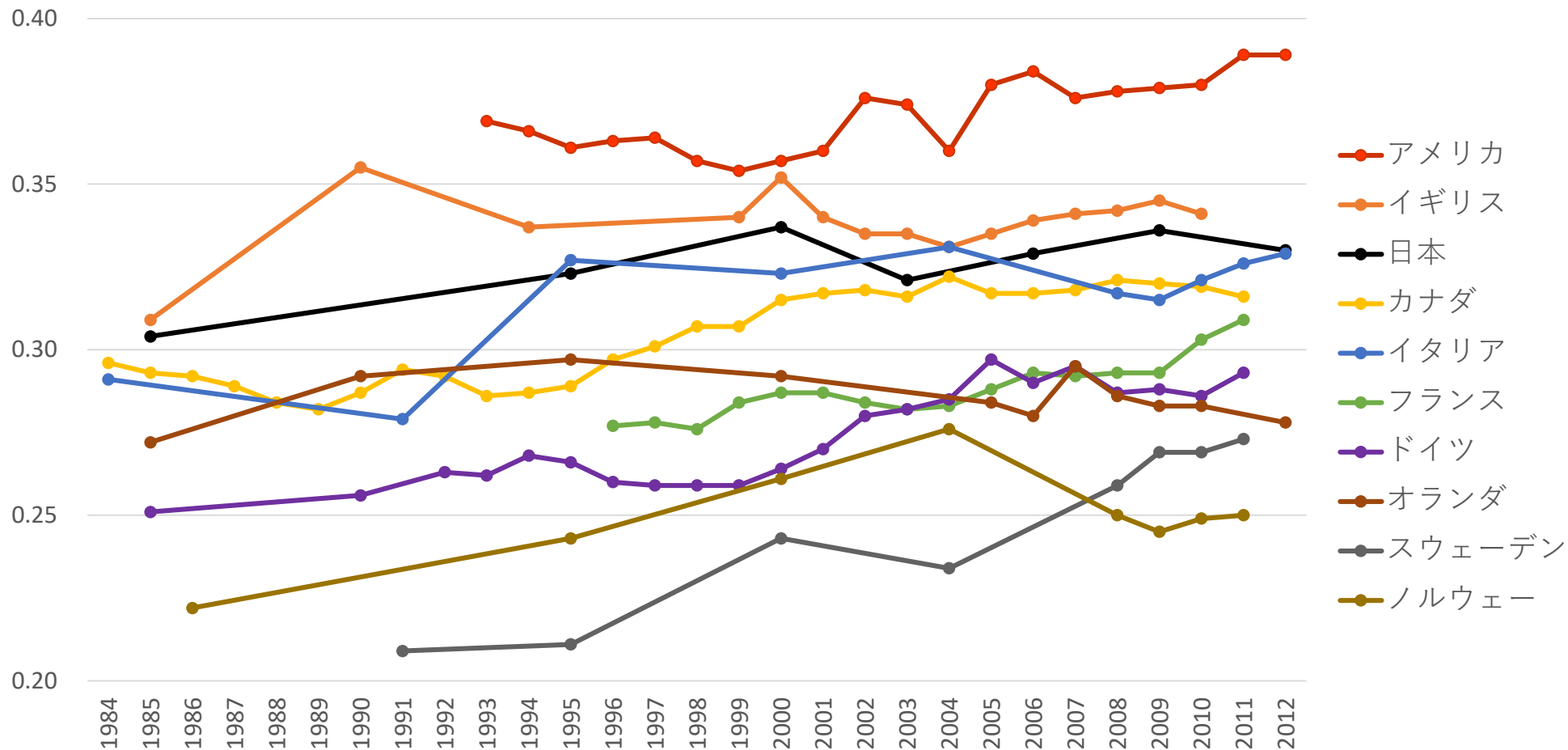
※1 日本は国民生活基礎調査に基づく計数は2012年、全国消費実態調査に基づく計数は2014年。中国、インド、ブラジルは2011年の計数。アメリカ、スウェーデンは2013年の計数。韓国は2015年の計数。その他の国は2012年の計数。全ての計数がOECDによる2012年以降の所得の定義に基づく。

※2 OECD "Income Distribution Database"において、日本は国民生活基礎調査に基づく計数が表示されるが、注釈で全国消費実態調査に基づく計数はそれよりも低い旨が記載されている。上表は、OECD "Income Distribution Database"で表示される計数に、全国消費実態調査の2014年調査に基づく計数を加えたもの。

主要国の所得格差のジニ係数

□ 欧米先進国も総じていえば、日本と同様にジニ計数の上昇傾向がみられる。

各国の等価可処分所得のジニ係数（1984年～2012年）



(出所) OECD "Income Distribution Database" より著者作成

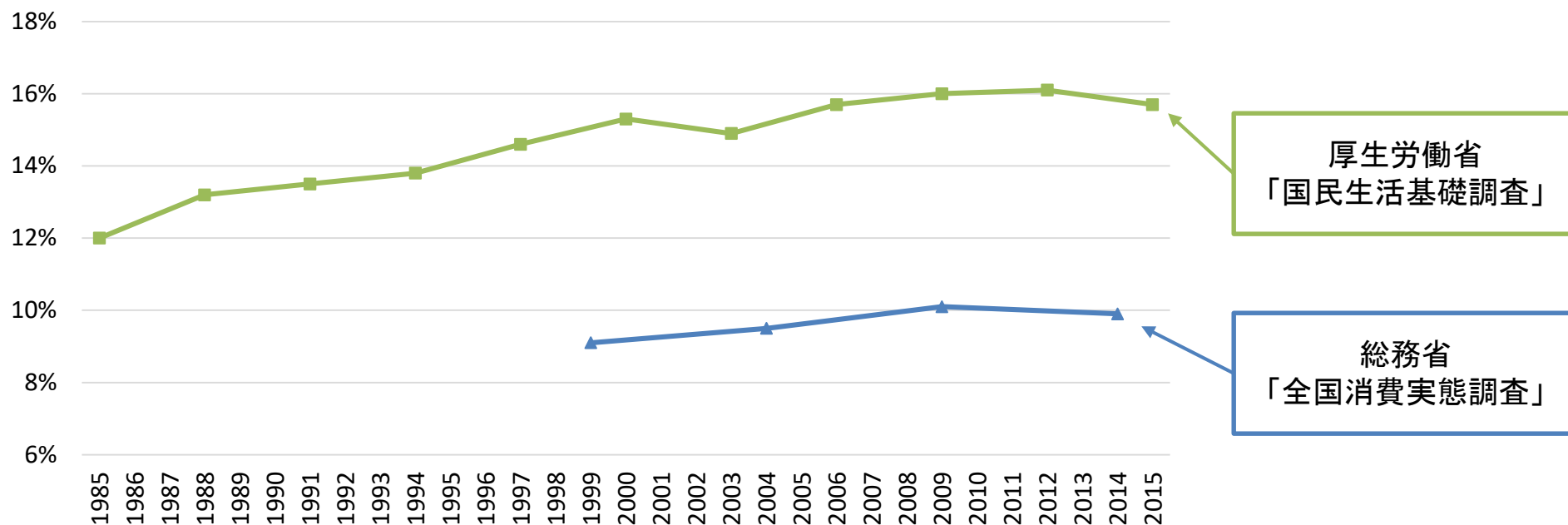
※1 各国とも2011年までのOECDの所得の定義に基づく計数を表示（2012年以降の所得の定義に基づく計数は1980年代に遡ることができないため）

※2 日本は国民生活基礎調査に基づく計数を表示（全国消費実態調査に基づく計数は表示していない）

日本の相対的貧困率

□ 1980年代の半ばから上昇し続けた後、2010年代に入って概ね横ばいで推移。

日本の相対的貧困率の推移（1985年～2015年）



【相対的貧困率】

全世帯人員数のうち等価可処分所得が貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）を下回る世帯人員数の割合

※ 貧困線は、「国民生活基礎調査」で2015年に122万円、「全国消費実態調査」で2014年に132万円。

相対的貧困率の国際比較

□ 日本は「国民生活基礎調査」では、アメリカに次ぐ高さで、ドイツ・フランスの2倍近い水準。

各国の相対的貧困率のジニ係数（2012年前後）

中国	28.8%	イタリア	13.0%
ブラジル	20.9%	イギリス	10.5%
インド	19.7%	日本 (全国消費実態調査)	9.9%
メキシコ	18.9%	スイス	9.1%
韓国	17.5%	スウェーデン	8.6%
アメリカ	17.2%	フランス	8.5%
日本 (国民生活基礎調査)	16.1%	ドイツ	8.4%
オーストラリア	14.0%	ノルウェー	8.1%
スペイン	14.0%	オランダ	6.9%
カナダ	13.3%	フィンランド	6.5%

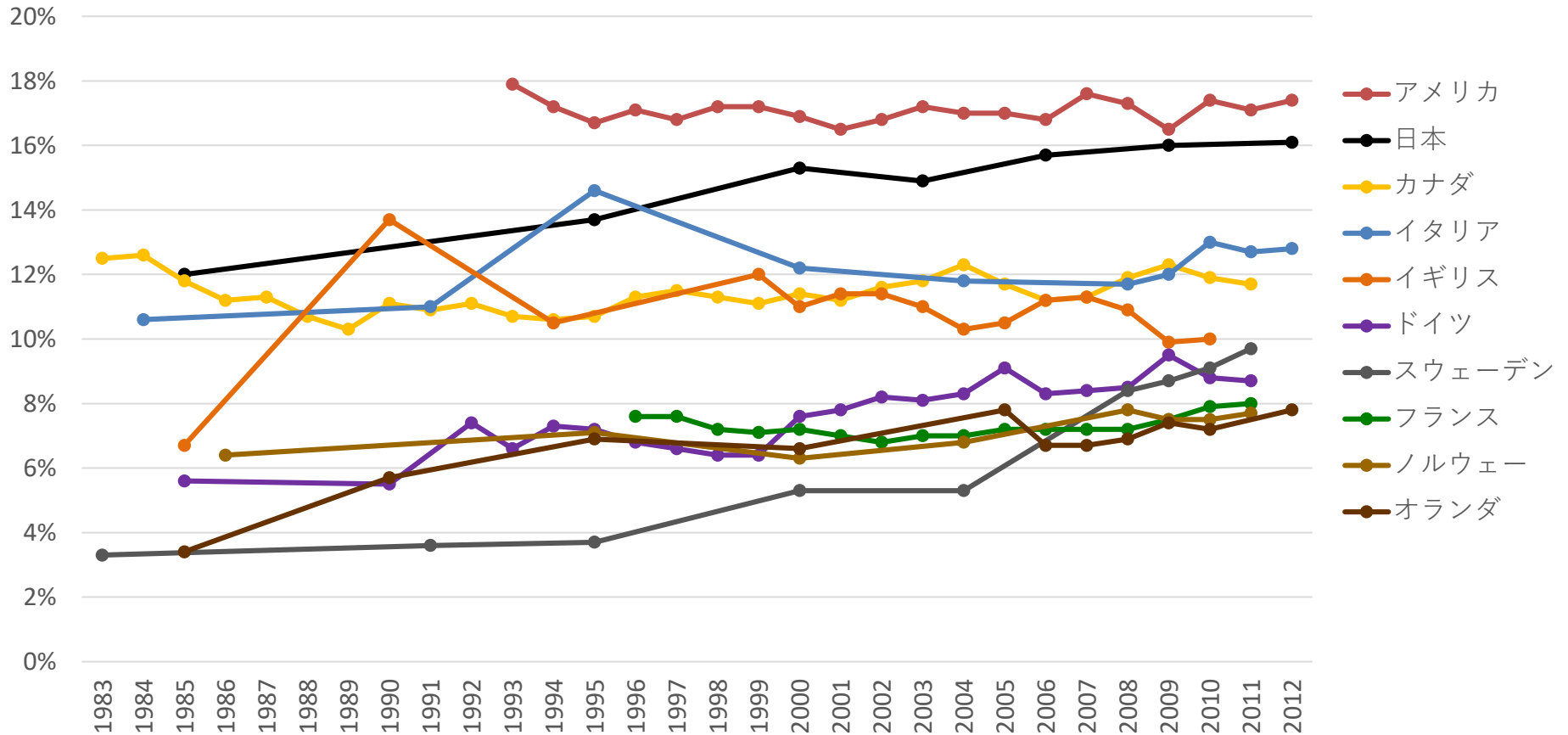
(資料) OECD "Income Distribution Database"、総務省「全国消費実態調査」より著者作成

- ※1 日本は国民生活基礎調査に基づく計数は2012年、全国消費実態調査に基づく計数は2014年。中国、インド、ブラジルは2011年の計数。アメリカ、スウェーデンは2013年の計数。韓国は2015年の計数。その他の国は2012年の計数。全ての計数がOECDによる2012年以降の所得の定義に基づく。
- ※2 OECD "Income Distribution Database"において、日本は国民生活基礎調査に基づく計数が表示されるが、注釈で全国消費実態調査に基づく計数はそれよりも低い旨が記載されている。上表は、OECD "Income Distribution Database"で表示される計数に、全国消費実態調査の2014年調査に基づく計数を加えたもの。

主要国の相対的貧困率の推移

□ 総じて横ばいの国（アメリカ、カナダ等）、緩やかに上昇している国（日本、ドイツ、スウェーデン等）がみられる。

各国の等価可処分所得の相対的貧困率の推移（1983年～2012年）



（出所） OECD "Income Distribution Database" より著者作成

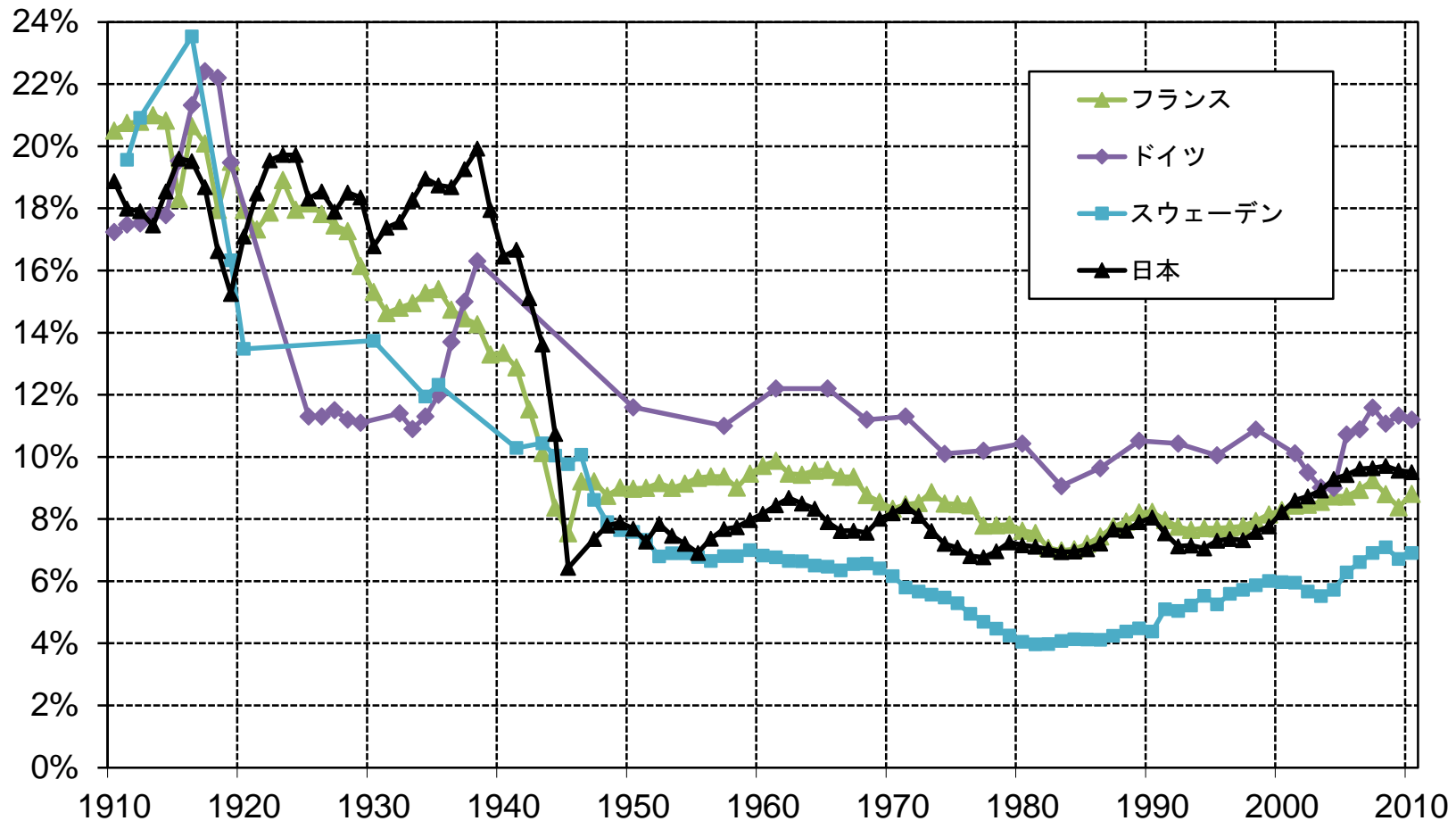
※1 各国とも2011年までのOECDの所得の定義に基づく計数を表示（2012年以降の所得の定義に基づく計数は1980年代に遡ることができないため）

※2 日本は国民生活基礎調査に基づく計数を表示（全国消費実態調査に基づく計数は表示していない）

トップ1%の総所得に占めるシェア（各国の税務統計からの推計）

- 日本、フランス、ドイツ、スウェーデンは、アメリカ、イギリスに比べると上昇していない。
- ただし、日本について、2000年代に入って緩やかに上昇している点に留意が必要。

各国のトップ1%が総所得に占める割合（1910年～2010年）



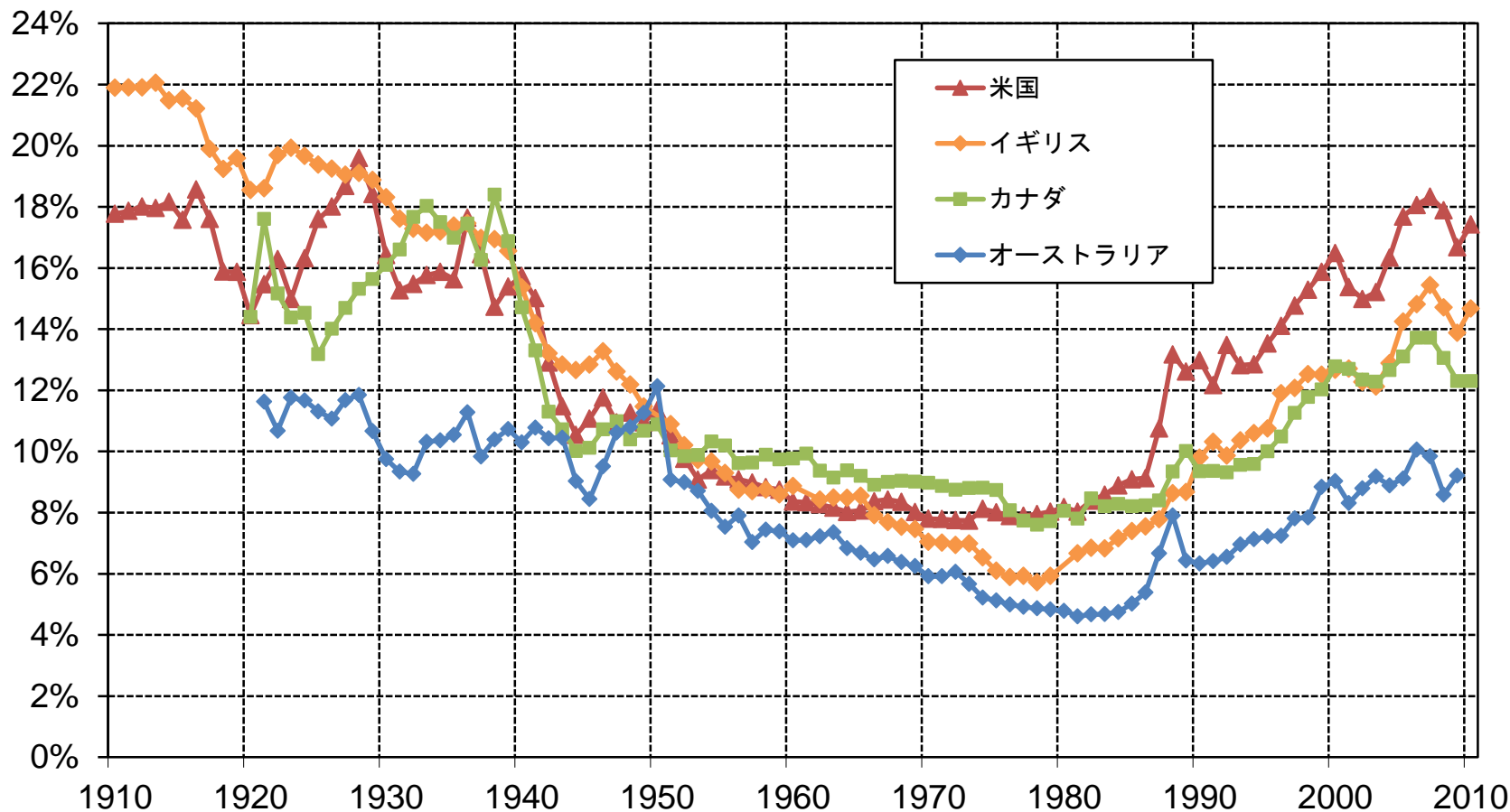
（出所）ピケティ（2014）より引用

オンラインの専門捕遺とインターネットの日本語訳である<https://cruel.org/books/capital21c/>から図表をダウンロードして作成

トップ1%の総所得に占めるシェア（各国の税務統計からの推計）

□ アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリアは、程度の違いはあるが、1970年代以降に上昇。

各国のトップ1%が総所得に占める割合（1910年～2010年）



(出所) ピケティ (2014) より引用

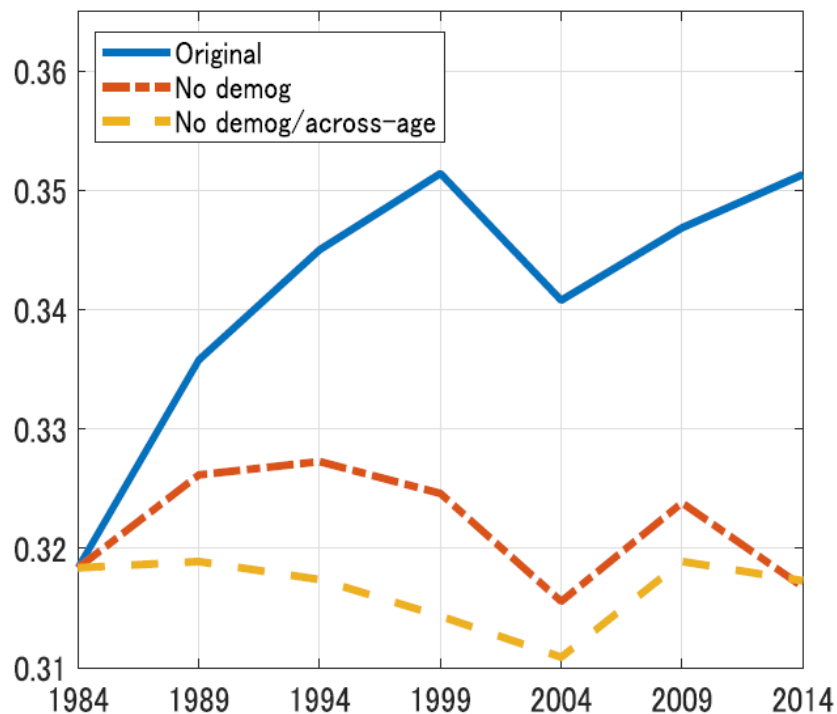
オンラインの専門捕遺とインターネットの日本語訳である<https://cruel.org/books/capital21c/>から図表をダウンロードして作成

所得格差の拡大は、人口の高齢化の影響が大きい

- 大竹（2005）は、所得格差の拡大の要因は高齢化が大きく、「見せかけの格差拡大」と指摘。
- Kitao and Yamada（2019）は、「全国消費実態調査」の最新データを用いて高齢化要因を確認。

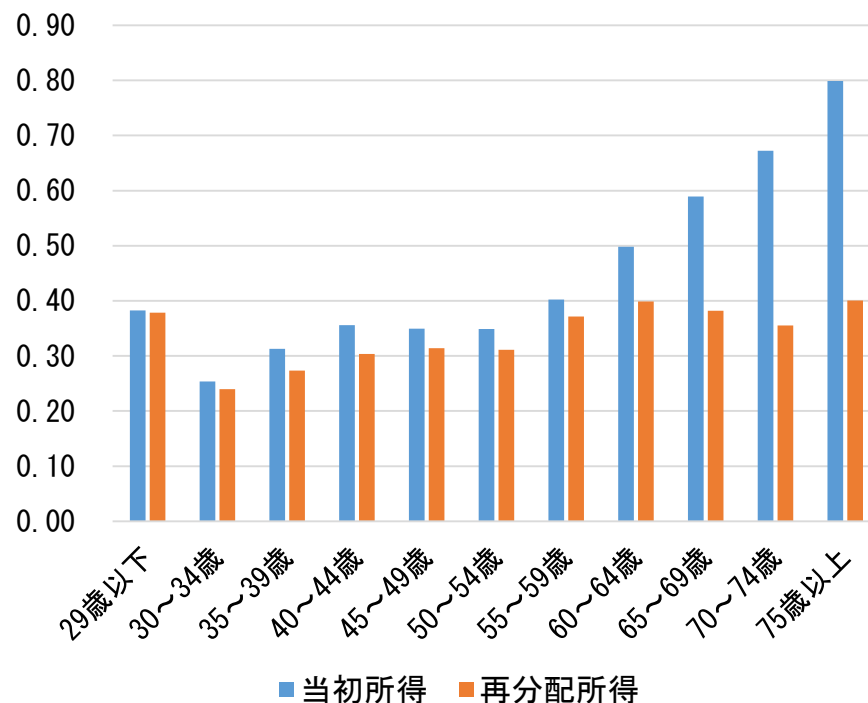
課税前総所得のジニ係数と試算値

～高齢化要因を除くと概ね横ばい～



（出所）KITAO and Tomoaki (2019)より引用

【参考】当初所得と再分配所得のジニ係数 （世帯主の年齢階層別、2017年）



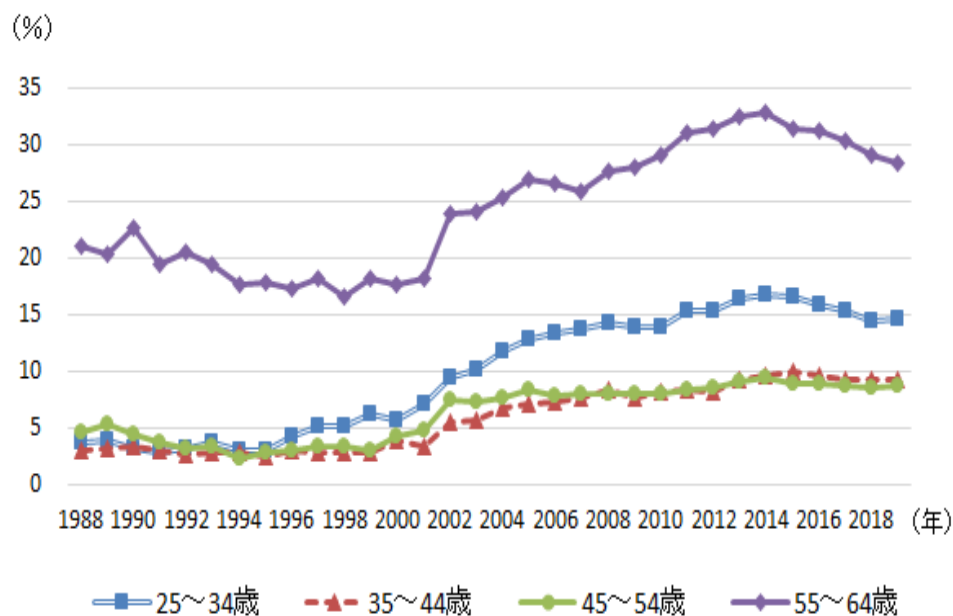
（出所）厚生労働省「所得再分配調査」より著者作成

日本の雇用者のうち非正規雇用が占める割合

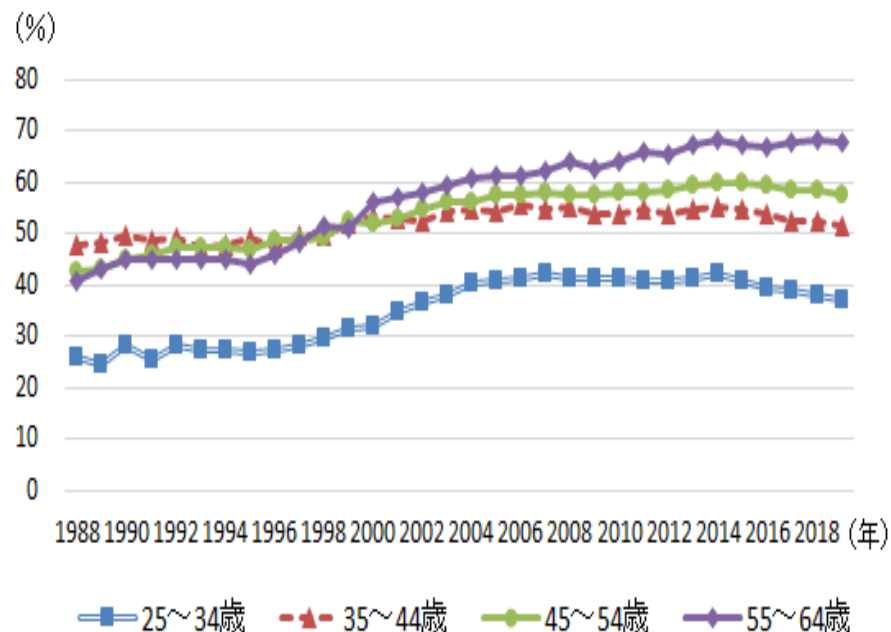
- ❑ 1980年代後半以降、男女とも、ほとんどの年齢階層で非正規雇用の割合が高まっている。
- ❑ 特に男性の35～44歳の非正規雇用の割合は、1980年代後半の3%から2010年代半ばの10%へ上昇。

非正規雇用の割合（男女別、年齢階層別）

① 男性の年齢階層別



② 女性の年齢階層別



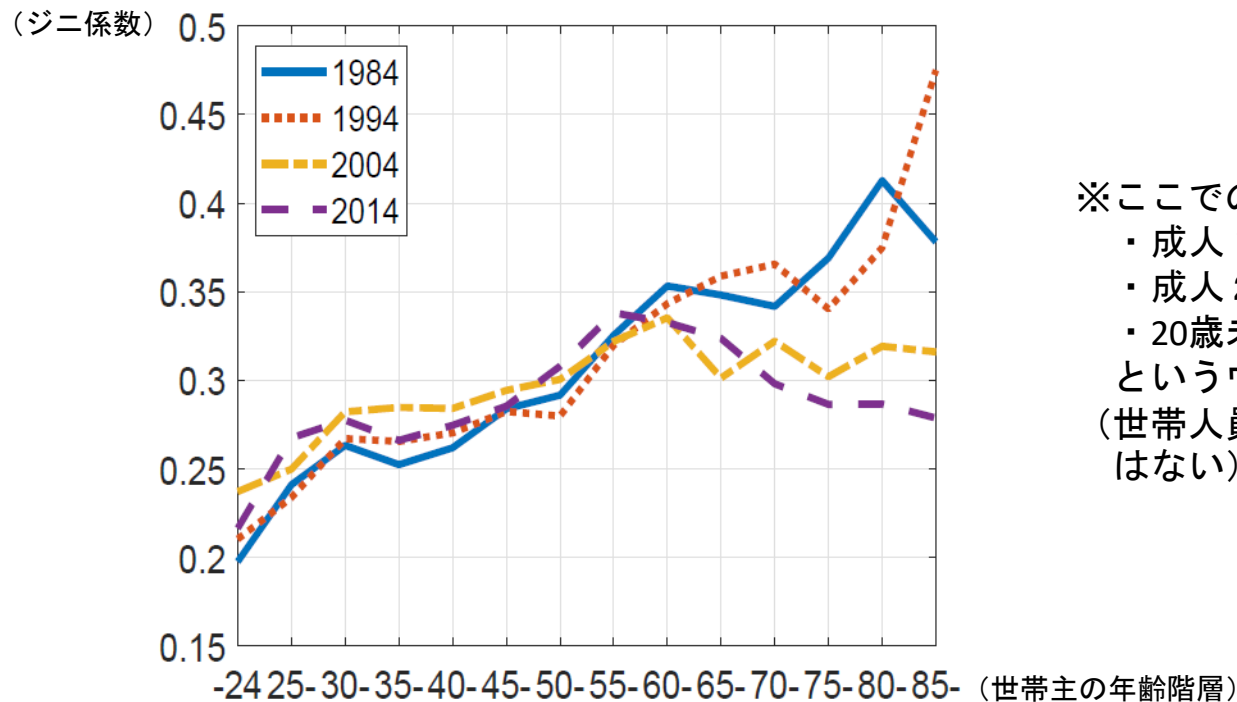
(出所) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「早わかり グラフでみる長期労働統計」より著者作成
※原データは、2002年以降は総務省「労働力調査」（詳細集計）、2001年以前は同省「労働力調査特別調査」

世帯主の年齢階層別の所得格差の動向（全国消費実態調査）

□ Kitao and Yamada（2019）は、「全国消費実態調査」の調査票情報を用いて年齢階層別に算出

課税前総所得の等価換算値のジニ係数（世帯主の年齢階層別）

～若年・中年層でやや上昇、高齢者層で大幅に低下～



※ここでの等価換算値は、
・成人1人目を1.0
・成人2人目以降を0.7
・20歳未満を0.5
というウェイトで計算したもの
(世帯人員の平方根で除す方法ではない)

(出所) Kitao and Yamada (2019)より引用

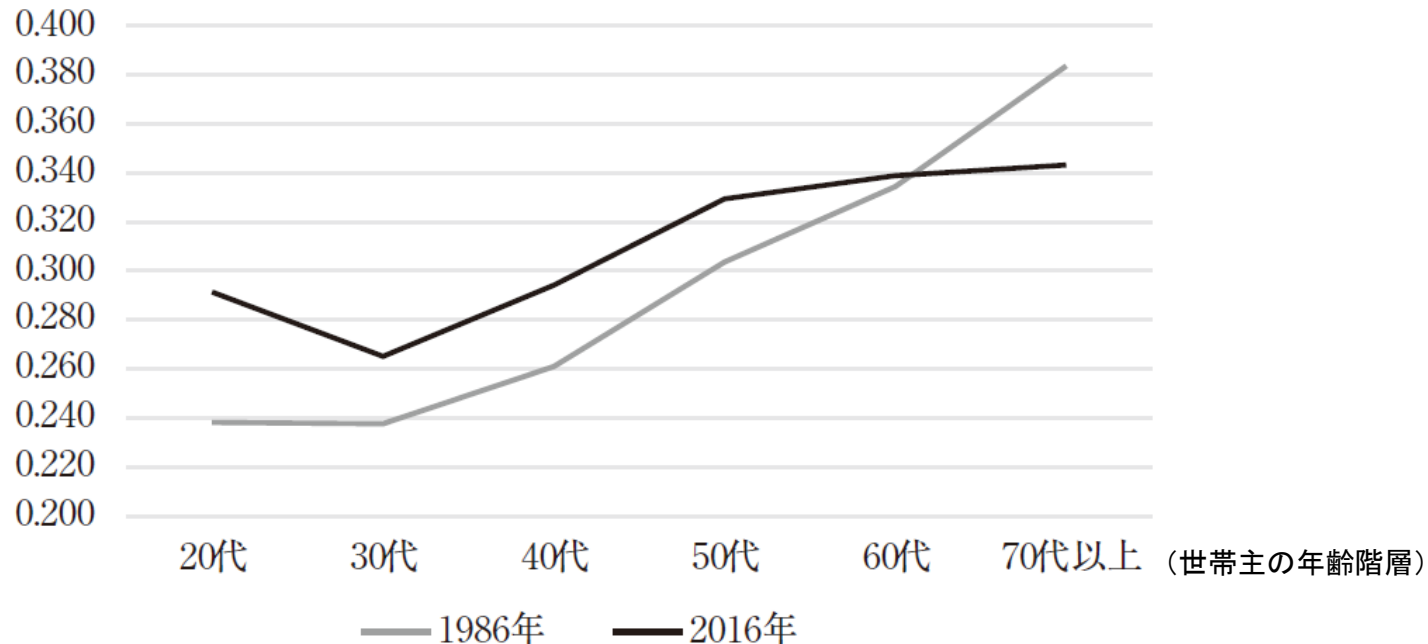
若年・中年層の所得格差拡大と非正規雇用の増大との関係は言及せず。

□ 白波瀬（2018）は、厚生労働省「国民生活基礎調査」の調査票情報を用いて年齢階層別に算出

等価可処分所得のジニ係数（世帯主の年齢階層別）

～若年・中年層で上昇、高齢者層で低下～

（ジニ係数）



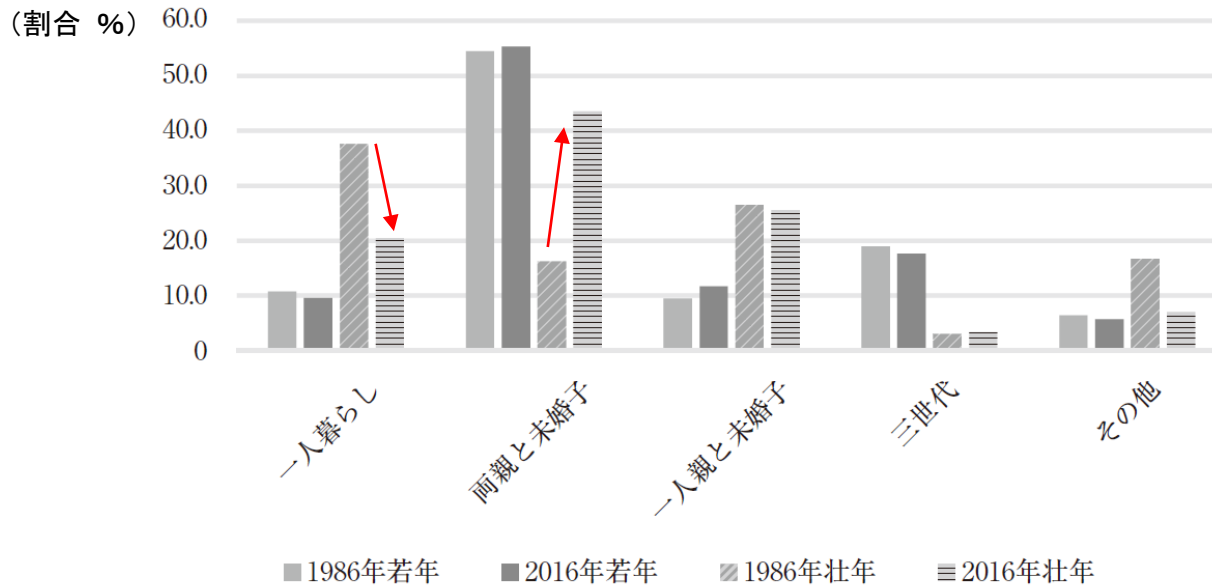
（出所）白波瀬（2018）より引用

若年・中年層の所得格差拡大の背景として、非正規雇用などの問題を指摘
（若年・中年層における所得格差と非正規雇用の関係の計量分析は行っていない）

□ 白波瀬（2018）は、男性の非正規雇用の未婚者が親との同居で生活を維持している可能性を指摘。

成人未婚者の世帯構造の分布

～壮年未婚者で一人暮らしが減少、両親との同居が増加～



<参考> 35～49歳の男性の未婚率

2017年	未婚率
正規雇用	23%
非正規雇用	64%

(出所) 総務省「就業構造基本調査」

(出所) 白波瀬（2018）より引用
※「若年」は18～34歳、「壮年」は35～49歳



将来、両親が死去したとき、非正規雇用者が単身世帯主として「国民生活基礎調査」などに表れ、所得格差が顕在化する可能性がある。

① 先行研究に基づいて総合的に所得格差の動向を明らかにした主な研究

- ✓ 森口（2017）
 - ・ 低所得層の貧困化は、現役世代の非正規雇用の増加が影響した可能性を示唆。

② 特定の統計調査などにに基づき分析した主な研究

- ✓ KITAO and YAMADA (2019) : 「全国消費実態調査」
 - ・ 若年・中年層の所得格差の拡大を示したが、非正規雇用との関係は言及せず。
- ✓ 白波瀬（2018） : 「国民生活基礎調査」
 - ・ 若年・中年層の所得格差の拡大を示し、非正規雇用などの問題を指摘。
 - ・ 非正規雇用の未婚者が親との同居で低所得を補っている可能性を指摘。

先行研究を踏まえた結論

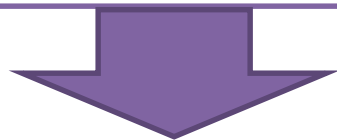
- 若年・中年層において非正規雇用の増大が所得格差を拡大させている可能性が高く、今後、さらに拡大させる可能性がある。
- 非正規雇用の増大と世帯所得の格差の関係の定量分析が今後の研究課題。

2. 政策対応のあり方

①所得再分配

日本の再分配後の所得格差の動向

- ・ 社会保障・税制による所得再分配が機能し、2000年に入って以降は概ね横ばい
- ・ 1980年代に比べて格差が若干拡大しているが、人口高齢化の影響が大きい



所得再分配のあり方の議論

- ・ 民主的な議論を建設的に行うことと、そのために必要な知見を提供することが重要
- ① 所得再分配の強化は経済成長率を低下させるか？
先行研究はモデルや推計方法の仕方で異なる結果（アトキンソン（2015））
 - ② 所得再分配によって得られる価値は何か？
政治哲学思想（ロールズ、ノージック、サンデル）を踏まえた考察と議論が必要

租税負担の公平性

➤ 水平的公平性

「経済力が同等な人々は等しく負担すべきである」

＜例＞消費税

所得の種類等にかかわらず、同等の消費水準の人には同等の負担を求めることができる。

➤ 垂直的公平性

「大きな経済力を持つ人はより多く負担すべきである」

＜例＞所得税

税率の累進構造により、高い所得水準を有する人ほど多くの税負担を求めることができる。

➡ **そもそも垂直的公平性を正当化する理論的な根拠は何なのだろうか？**

ピケティ教授の指摘（「21世紀の資本」）

「（累進所得税は）20世紀における格差低減に重要な役割を果たしたが、今では国際税制競争により深刻に脅かされている。また、それが導入されたのが緊急時でありあまり考えている暇がなかったこともあり、この制度の基盤が一度も明確に考え抜かれていなかったことも、苦境の一端となっている。」

「正義の二原理」

- ・ 自らの能力、資産等を知らない状態（無知のヴェール）で基本財の分配を選択



- ・ 各人が平等な権利を有し、最も不遇な立場の便益が最大となる選択を行う（Maximin）

第1原理【基本的諸自由の平等の原理】

各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全システムといっても（無制限なものではなく）すべての人の自由の同様（に広範）な体系と両立可能なものでなければならない。

第2原理

社会的・経済的不平等は、次の2条件を充たすように編成されなければならない。

- (a) そうした不平等が、正義にかなった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人びとの最大の便益に資するように。【格差原理】
- (b) 公正な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯する（ものだけに不平等がとどまる）ように。【機会均等原理】

ロールズへの批判

- 「最小国家」（暴力、盗み、詐欺からの保護、契約の執行などに限定）を提唱。
- それ以外のことを行う「拡張国家」は、諸個人の権利を侵害するため、正義にもとる。
- 税制や社会保障制度を通じた所得の再分配は不正。

誰かの労働の結果を没収することは、彼から時間を没収し、彼に指示して様々の活動を行わせることと同等である。

もし人々があなたを強制して、一定時間特定の仕事または報酬ぬきの仕事をさせるなら、彼らは、あなたが何をすべきかと、あなたの仕事は何の目的に奉仕すべきかとを、あなたの決定と別に決定することになる。

（ノージック「アナーキー・国家・ユートピア」の一節）

ロールズへの批判

- ロールズが想定しているのは、文化や伝統などの文脈をもたない「負荷なき自我」
- 実際の自我は、特定の文脈のなかで自分が何者であるのかを解釈する「位置付けられた自我」

リバタリアニズムへの批判

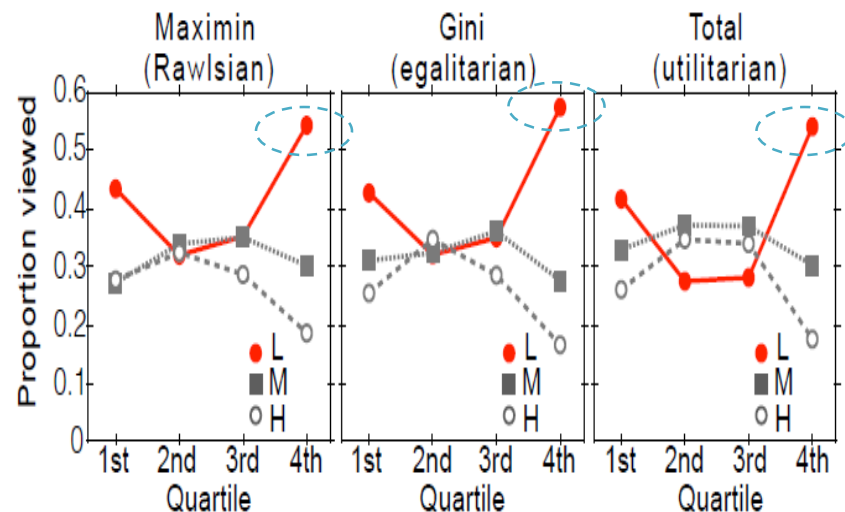
- リバタリアニズムの自己所有権の原理は、臓器売買なども許容しないと矛盾する。

「共通善にもとづく政治」の提唱

- アメリカでは貧富の格差が拡大し、住区を塀で囲み、ゲートを設けるゲेटェッド・コミュニティのような住み分けが進み、公共の施設とサービスが劣化
- 貧富の格差拡大が民主的な市民生活の連帯を損なう懸念
- 連帯とコミュニティ意識の育成へ向けた学校、公園、図書館などの市民生活の基盤の再構築が必要。富裕層への課税を増やし、富裕層も公共の施設やサービスを利用するように仕向ける必要がある。

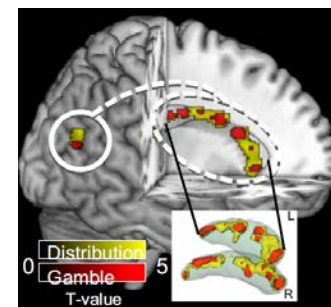
現金の分配に関する行動実験 (67人)

- ① 選択結果は一致せず (現金の最低額が最大の選択肢を選ぶ人、全参加者の現金の総額が最大の選択肢を選ぶ人など)
- ② 情報検索行動は、選択肢を決定する直前に現金の最低額をチェックすることが最も多いことに共通性がみられた



脳イメージング (fMRI) を用いた実験

- ・ 参加者が最不遇状態への関心を示す際、「右側頭頭頂接合部」 (相手の心的状態を推論するときに反応する回路の主要部分) が活性化することを確認



(出所) 両図ともにKameda et al. (2016) より引用 (上図のみ筆者が青い破線の丸を追加する加工を行った)

➡ 所得再分配のあり方の議論における貧困層への関心や共感の重要性を示唆

以上を踏まえ、所得再分配のあり方として、次のように考えられるのではないか。

① 経済成長への影響を勘案しつつ、貧困層の便益が最大となる所得再分配を目指す

- ロールズの「格差原理」に基づき、最も所得が低い貧困層が最大の便益を享受できる状態を生み出すよう所得再分配を行うべき。
- 過度な所得再分配は経済成長に悪影響を与え、かえって再分配できる原資を減少させる可能性がある。この制約の下で、貧困層の最大の便益となる所得再分配を図る。

② 民主的な市民生活を対等な関係で営むことが難しくなるほどの所得格差の拡大を回避

- サンドルの「民主的な市民生活」の文脈において対等な関係を築き、交流することが難しくなるほど市民の間の所得格差が大きくならないよう、所得再分配を図る。
- 具体的には、所得再分配のための原資を調達する際には所得が多い者ほどより大きい租税負担を求め、所得格差の全体的な縮小を図ることを目指す。



所得再分配のあり方について民主的な議論を粘り強く行っていくことが必要

2. 政策対応のあり方

②再分配前の所得格差の縮小

若年・中年層の所得格差の縮小を図る方策について

所得格差の動向

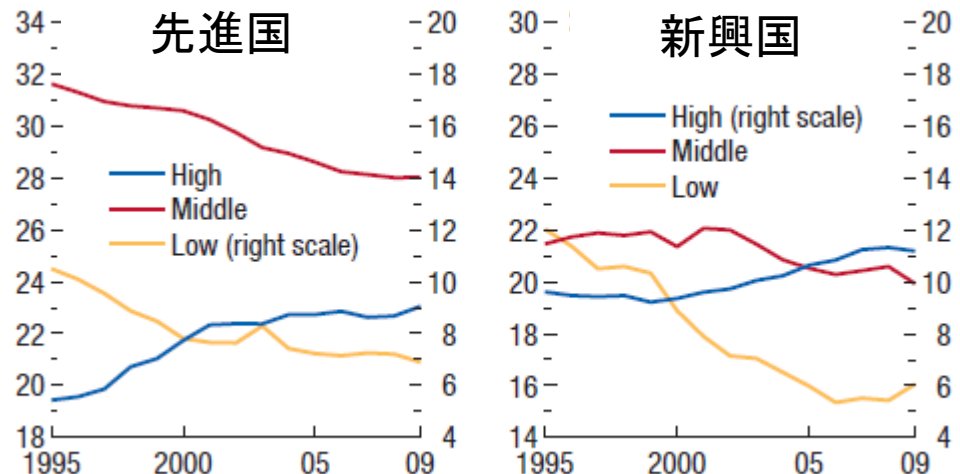
- 若年・中年層の所得格差が拡大する動き（非正規雇用の増加が原因の可能性が高い）
 - 若年・中年層の格差縮小を図るため、非正規雇用者への教育訓練投資の拡大が必要

IMF（2017）は、労働者の教育訓練の重要性を指摘

- 先進国で技術革新により機械が定型的業務を代替し、労働者への所得分配が二極化
 - 労働者が技能向上を行う機会を提供すべき

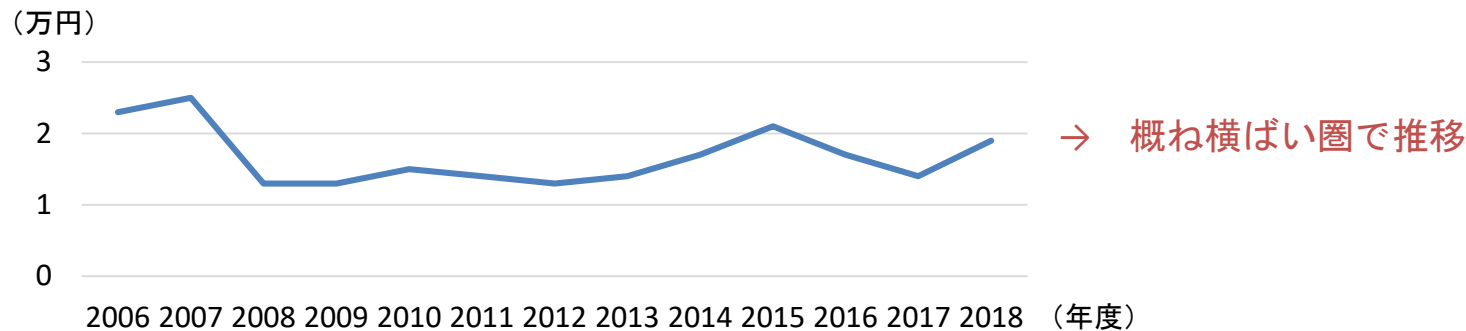
技能別の労働分配率

先進国では、中技能の労働者への労働分配率が低下傾向



(出所) IMF (2017) より引用

日本企業がOFF-JTに支出した費用の労働者一人当たり平均額



(出所) 厚生労働省「能力開発基本調査」より著者作成

日本企業におけるOFF-JTの効果

➤ 森川（2018）は、経済産業省「企業活動基本調査」の調査票情報を用いて推計

①教育訓練投資のストックが2倍 → 労働生産性が2.7%上昇、賃金が2.9%上昇

②投資収益率に換算すると、OFF-JTの収益率は有形の設備投資の収益率を上回る

➡ 企業の教育訓練投資の促進、リカレント教育など教育訓練を行う環境の整備が重要

リカレント教育の先進事例

➤ 日本女子大学の「リカレント教育課程」

- ・ ビジネス英語、ITリテラシー、労働法や社会保険などの講座を提供
- ・ 子育てが一段落して再就職を目指す主婦のほか、就職氷河期世代の非正規労働者が正社員を目指してスキルアップするために受講している

(出所) 日本女子大学ホームページ、日本経済新聞(2020年1月15日朝刊25面)「日本女子大学リカレント教育課程：女性の学び直し後押し」

修学中の社会人学生のニーズ

社会人学生の職場への希望(3つまで選択)	回答割合
大学等へ通って卒業資格を得たものを評価する仕組みをつくる	46.6%
授業のある時間帯は、早退を許す、休めるようにするなどフレキシブルな労働時間とする	41.5%
授業料の一部もしくは全部を会社が補助する	28.9%
大学等への進学が原因で、評価を下げるなどの不利益がないことを確約する	22.4%
特にない	19.4%

(出所) イノベーション・デザイン&テクノロジー株式会社(2016)より著者作成

※多い回答の5位まで

「教育訓練休暇制度」の現状

厚生労働省「人材開発支援助成金－教育訓練休暇付与コース－」

- 企業が有給の教育訓練休暇制度（少なくとも3年間に5日）を導入した場合に定額30万円の助成を行う 等

教育訓練休暇制度の導入状況（2017年度）	回答割合	
導入している	9.4%	→ 導入済みは1割弱
導入していないが、導入を予定している	13.0%	
導入していないし、導入する予定はない	78.4%	→ 8割弱は導入予定なし
不明	1.4%	

（出所）厚生労働省「能力開発基本調査」より著者作成

<参考>スウェーデンの「教育訓練休暇法」

- 全ての労働者に教育訓練を受けるための休暇を取得する権利を保障
- 無給であるが、復職時に休暇前と同等の賃金・処遇を受けることができる
- 企業側は労働者から申請があった場合、休暇開始時期を変更できる権利を有する

（出所）両角（2012）

日本で「教育訓練休暇制度」の導入を企業に義務付けることを検討する必要性

① OFF-JTを受講している労働者の割合（2017年度）

労働者全体	正規雇用者	非正規雇用者
35.2%	45.1%	18.1%

→ 正規と非正規の格差が大きい

② 受講したOFF-JTの役立ち度（2017年度）

	正規雇用者	非正規雇用者
役に立った	46.4%	49.7%
どちらかというと役に立った	46.9%	44.7%
どちらかというと役に立たなかった	5.0%	4.4%
役に立たなかった	0.8%	0.4%
不明	1.0%	0.8%

正規、非正規ともに
役立っており、
違いがほとんどない

（出所）
厚生労働省「能力開発基本調査」
より著者作成

非正規雇用者の教育訓練投資は企業に内部化しきれず、過少投資となっている可能性

- 非正規雇用者も含めた「教育訓練休暇制度」の導入を企業に義務付けるべき
無給の教育訓練休暇は最長2年、有給の教育訓練休暇は少なくとも3年間で5日
- 併せて、非正規雇用者の受講意欲を喚起するセミナー等の開催を行っていく必要

- 所得格差の縮小を図るための方策としての最低賃金の引き上げは、慎重な検討が必要。

Kawaguchi and Mori (2009) : 「就業構造基本調査」の2002年の調査票情報から推計

- 最低賃金で働く労働者の5割は、世帯年収500万円以上の世帯の世帯員。
- 世帯年収299万円以下の世帯の世帯主は、15%程度。
- 最低賃金の引き上げは、貧困世帯にターゲットを絞り切れないことを指摘。

明坂、伊藤、大竹 (2017) : 「就業構造基本調査」の1992～2012年の調査票情報から推計

- 最低賃金の引上げが就業率に与える影響は、15～19歳の男性以外の階層で見られない。
- 就業時間への影響は、15～19歳と50歳以上の減少が大きく、その他の年齢層も減少させている場合が見られる。
- 最低賃金の引き上げにより、絶対的貧困率が上昇。特に60歳以上の上昇が大きい。
- 最低賃金の引き上げが、就業時間の減少を通じて低所得世帯の所得減少を招くため、貧困対策として必ずしも適当でないことを指摘。

1. 日本の所得格差の動向

① 再分配後の所得格差

- ・ 1980年代から拡大、2000年代以降は横ばい。人口の高齢化の影響が大きい。

② 世帯主の年齢階層別の所得格差

- ・ 若年・中年層で格差拡大の動き（原因は非正規雇用の増大の可能性が高い）。

2. 政策対応のあり方

① 社会保障・税制による所得再分配のあり方

- ・ 最不遇状態の便益の最大化（Rawls）と民主的な市民生活の基盤確保（Sandel）
- ・ 民主的な議論とそれを支えるエビデンスの提供が重要。

② 再分配前の所得格差の縮小

- ・ 非正規雇用者などへの教育訓練投資を拡大すべき。
- ・ 特に、「教育訓練休暇制度」の導入を企業に義務付けることを検討すべき。

参考文献

- 明坂弥香・伊藤由樹子・大竹文雄（2017）「最低賃金の変化が就業と貧困に与える影響」 ISER Discussion Paper No.999
- アトキンソン、アンソニー・B（2015）『21世紀の不平等』（訳／山形浩生、森本正史）東洋経済新報社
- 井上誠一郎（2020）「日本の所得格差の動向と政策対応のあり方について」RIETI Policy Discussion Paper Series 20-P-016
- イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社（2016）「社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究」＜文部科学省：先導的・大学改革推進委託事業（2015年度）＞
- 大竹文雄（2005）『日本の不平等』日本経済新聞社
- 神島裕子（2018）『正義とは何か』中央公論新社
- サンデル、マイケル（2011）『これからの「正義」の話をしよう』（訳／鬼澤忍）早川書房
- 白波瀬佐和子（2018）「人口構造の変化と経済格差」日本労働研究雑誌 No.690, pp.44-54
- 橋本健二（2018）『新・日本の階級社会』講談社
- ピケティ、トマ（2014）『21世紀の資本』みすず書房
- 森川正之（2018）「企業の教育訓練投資と生産性」RIETI Discussion Paper Series 18-J-021
- 森口千晶（2017）「日本は「格差社会」になったのか：比較経済史にみる日本の所得格差」経済研究vol.68 No.2, pp. 169-189
- 両角道代（2012）「スウェーデンにおける若年者雇用と職業能力開発」日本労働研究雑誌No.619, pp.54-63
- 吉沢浩二郎（2018）「図説 日本の財政（平成30年度版）」財経詳報社
- ロールズ、ジョン（2010）「正義論」（訳／川本隆史、福間聡、神島裕子）紀伊國屋書店
- IMF（2017）“Understanding the Downward Trend in Labor Income Shares” World Economic Outlook, April 2017, Chapter 3, pp.121-172
- KamedaTatsuya, Inukai Keigo, Higuchi Satomi, Ogawa Akitoshi, Kim Hackjin, Masuda Tetsuya, and Sakagami Masamichi（2016）“Rawlsian Maximin Rule Operates as a Common Cognitive Anchor in Distributive Justice and Risky Decisions” Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America, Vol.113, No.42, pp.11817-11822
- Kawaguchi Daiji and Mori Yuko (2009) “Is Minimum Wage an Effective Anti-Poverty Policy in Japan?” RIETI Discussion Paper Series 09-E-032
- Kitao Sagiri and Yamada Tomoaki（2019）“Dimensions of Inequality in Japan: Distribution of Earnings, Income and Wealth between 1984 and 2014” RIETI Discussion Paper Series 19-E-03